

# 介護実習の手引き



専門学校 新国際福祉カレッジ

氏名 \_\_\_\_\_

## 1、目的

多様な介護現場において利用者・家族とかかわり、習得した専門的知識及び技術を、実際に応用し、総合的に利用者の心身の状況に応じた日常生活の介護ができる能力を養うとともに、多職種協働の学びをとおして理解を深める。

## 2、目標

- (1) 学校内での講義、演習で学んだ知識に基づいて、利用者・家族・職員等との関わり合いを深め、利用者が求めている介護ニーズ・多職種協働の必要性への理解力、判断力を養う。
- (2) 心身の状況に応じた日常生活援助に関する介護技術能力を深めるとともに、各種の介護を助ける住生活設備や介護機器の知識と応用能力を養う。
- (3) 指導者のスーパービジョンを受けながら介護過程・記録について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- (4) 施設の運営や在宅介護、関係機関等さまざまな介護現場に参加し、障害者・高齢者の暮らし方・介護における職務の理解を深める。

## 3、介護実習施設

介護実習施設は、次に掲げる内容により構成されること。

### (1) 介護実習Ⅰ

- ・介護保険法その他の関係法令の基づく基準を満たしていること。
- ・実習指導者が介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者であること。

### (2) 介護実習Ⅱ

- ・介護実習の総時間数の3分の1以上であること。
- ・実習指導マニュアルが整備され、介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
- ・介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- ・実習指導者が介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有するものであって実習指導者講習会を終了した者であること。

## 4、介護実習期間と実習のねらい

- (1) 介護福祉士資格認定のためには介護実習を450時間取得しなければならない。

介護実習Ⅰ－1	7日間
介護実習Ⅰ－2	20日間
介護実習Ⅰ－3	5日間
介護実習Ⅱ	25日間

※1日8時間とする

※2交代制に準じた夜間実習については、2日間の実習に相当する。

## (2) 実習のねらい

### ●実習 I-1 (7日間)

目的 多様な介護現場に於いて、利用者・家族とのかかわりを通して、コミュニケーションを図り、暮らしの場を知り、利用者を理解する。また、介護者の姿勢、施設の役割、ケアプログラムを理解する。

目標

- ・施設の概要（援助方針、1日のプログラム、職員構成、）を理解する。
- ・コミュニケーションの方法を学ぶ。
- ・利用者・家族の話を聞くことができ、生活の流れや過ごし方を理解する。

### ●実習 I-2 (20日間)

目的 利用者のその人らしい生活を把握し、また基本的介護技術を理解し、個々の利用者に応じた介護方法を学ぶ。利用者の生活をよりよいものとする介護者や他職種との役割や施設の機能を理解する。

目標

- ・一人の利用者に注目して、情報収集ができる。
- ・利用者の生活行動障害に応じた介護技術の適切な方法を学ぶ。
- ・利用者の生活の流れと介護活動を理解し、チームワークの大切さを学ぶ。
- ・利用者、職員、家族の相互関係、実習生としての自分を客観的に観察し、記録することにより介護福祉士を目指すものとしての自分自身への課題を考察する。

### ●実習 I-3 (5日間)

目的 多様な介護現場を理解し、利用者・家族・他職種・他事業所とのかかわりから、それぞれの生活について考察するとともに、自己をみつめ、福祉専門職としての介護を考え、責任と自覚を身につける。

目標

- ・高齢者・障害者の生活を理解し、生きがい・生活の質を高めるための援助方法を学ぶ。
- ・地域の中で暮らすさまざまな高齢者・障害者を理解するとともに、関係機関との連携等について学ぶ。
- ・介護福祉士としての自己の介護観を確立する。

### ●実習 II (25日間)

目的 夜間介護を含む施設運営のプログラム全体に参加し、また他職種との連携をはかり関連付けた統合的な関わりがもてる。受け持ち利用者の介護計画を立案し、実施、評価、修正までの一連の介護過程を学び、自己をみつめ、職業としての介護について考える。

目標

- ・個々の利用者に応じた介護技術を応用実施できる。
- ・多様な介護ニーズ（終末期介護・認知症介護・障害別介護・予防介護）についての理解を深める。
- ・他職種との連携を図り、個別介護計画の作成と実践、評価、修正を行う。
- ・実践をとおして自己を見つめ、職業としての介護を自分なりに考える。

## 5、実習の進め方

### (1) 実習の事前準備

#### 1) 学内オリエンテーション・実習指導

- ①実習の概要説明
- ②実習施設の紹介と一般的理解
- ③実習の意義・目的について
- ④実習記録の書き方
- ⑤諸注意事項の説明

#### 2) 自己学習

- ①教科の復習をしておく（関係法規を理解しておく）
- ②実習別に、実習のねらい、内容、方法などの理解を深めておくこと
- ③実習施設、機関の現状や、課題について、文献や資料などで十分に学習しながら、問題意識を持つ
- ④自己の実習目標を設定する

#### 3) 事前訪問

実習施設を訪問し、指導者からオリエンテーションを受ける

- ①実習開始の1週間前までに、施設側（実習指導者）の都合を前もって電話で伺い、事前訪問を行う。
- ②授業に差し支えないよう訪問日時を調整する。やむをえず授業を欠席する場合は、欠席届を提出する。
- ③事前訪問はグループで一緒に訪問する。
- ④実習内容、実習方法、実習時間、実習初日の集合時間と場所、通勤、宿泊の諸注意、必要な持ち物、食事代など個人経費と支払い方法の打ち合わせを行う。
- ⑤実習個人目標、自己課題などを説明し、実習指導者と実習配置棟（実習開始日に決定されることもある）、具体的な実習方法の打ち合わせを行い、実習の具体的なイメージと大まかな実習進捗スケジュールを立てておく。
- ⑥訪問後は指導教員に事前訪問報告書を提出し、内容を伝達する。

#### 4) 帰校日

実習の教育効果を高める為に、実習Ⅰ－2 実習Ⅱでは 帰校日を設ける。

帰校日は実習日程には含まない。

#### 5) 実習終了後の課題レポート作成

各実習の終了日には実習レポートを作成し、実習記録とともに実習指導者に提出する。  
また実習段階ごとに課題レポートの作成を行い、そのレポートをもとにグループごと、または実習生全体で実習報告会を行う

## (2) 実習期間中の注意事項

### 1) 時間の厳守について／欠席・遅刻などの連絡報告／その他

◎時間を厳守すること。実習時間10分前までに、余裕を持って身支度すること。

◎実習記録、レポートなど提出物は指示に従って期限までに確実に提出すること。

- ・止むを得ず実習を遅刻・早退・欠席する場合には、まず実習先に連絡し、同様に本学実習担当教員に連絡すること。**043-432-2797**
- ・実習施設へは原則として、公共機関を利用する。

### 2) 利用者に対して

- ・利用者との関わりに際しては慎重に行動し、どの利用者にも公平に接する。
- ・利用者が主役であり、利用者の意思・存在が最大限尊重される。そのため実習生での介護を拒否されることもありうることを承知しておく。
- ・利用者に対しての言葉使い、態度に注意する。両者の意思・人格を尊重した態度をとる。
- ・利用者に依頼されたことは必ず実習指導者に報告・相談して対処する。**自己判断を慎む**。
- ・利用者から金品を受け取らない。しかし気持ちを丁寧に受け取ること。
- ・利用者について知りえた秘密は漏らさない。

### 3) 施設職員及び実習指導者に対して

- ・施設職員や利用者に対して、自分から進んで挨拶をする。「おはようございます」「こんにちは」など。自己紹介もどう話すか考えておくといよい。
- ・施設の運営方針を正しく理解し、実習指導者や職員の指示に従い、組織の秩序を乱さないように心がける。
- ・わからないこと、不安なことがあれば、実習指導者や職員に積極的に質問し、自己判断での行動を慎む。
- ・職員から指導されたことは確実に実施し、事後必ず報告する。
- ・施設の物品を使用した場合は、必ずもとの状態にして所定の位置に戻す。また記録などで使用した部屋は掃除を行い、もとの状態に戻しておく。
- ・一日の実習の終わりにはその日に実施したことを報告し、挨拶して退出する。

### 4) 服装や身だしなみ等について

- ・実習中の服装などは実習先に指定された規定に従う。
- ・動きやすい服装とし、常に清潔を保つ。
- ・利用者を傷つけるおそれのあるアクセサリや腕時計などを身につけることを避ける。
- ・頭髮は活動しやすく、また、乱れないように束ね、相手に不愉快な思いをさせないようにする。
- ・爪は短く切っておき、マニキュアはしない。手の荒れや傷には十分気をつける。
- ・靴は足音のしないもので、履いたり、脱いだりがしやすい活動的なものを使う。
- ・施設内では携帯電話の電源を切る。
- ・実習中、学生同士の私語は慎み、学生同士を愛称で呼び合わない。

## 5) 実習中の健康管理

- ・規則正しい生活をする。
- ・介護行為の前後は手洗いを励行し、感染予防に注意する。
- ・健康を害したときは、実習指導者に報告し、指示に従う。

## (3) 介護実習時における学生の自家用車使用について

1) 学生が実習のために実習機関に往来する際の自家用車使用については、安全上、教育上の理由から原則として認めない。身体上の理由、公的交通機関のより往来手段の確保が極めて困難であるなどの理由がある場合にかぎり、自家用車等の使用を認める。

### 2) 例外の適用

学生が例外の適応を受けようとする場合は、次ぎの条件を満たした上で、あらかじめ実習担当教員に「実習時の自動車使用許可願（併契約書）」を提出する。許可については各実習の担当教員・主任・学科長が行うものとする。

- ①有効な運転免許証を所持すること。
- ②運転する学生に有効な任意保険（対人無制限）に加入していること。
- ③駐車場所があるなど、実習先への了解を得たものであること。
- ④「実習時の自動車使用許可願（併契約書）」に下記の資料を添付する。

イ、有効な運転免許証のコピー

ロ、運転する学生に有効な任意保険（対人無制限）のコピー

ハ、使用する車の車検証のコピー

3) 学生の自動車運転による実習先への往来に際しての事故については、特別な事情のない限り実習先は損害賠償などの責めを負わない。

前項の特別な事情とは、事故の相手が実習先関係者であった場合及び実習先への往来に兼ねて、実習先から用務を命ぜられていた場合などである。